

議案第91号

瀬戸内市立美術館条例の一部を改正することについて

瀬戸内市立美術館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市立美術館条例の一部を改正する条例

瀬戸内市立美術館条例(平成22年瀬戸内市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「・企画展」を削り、「特別展」を「企画展・特別展」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市立美術館条例(平成22年瀬戸内市条例第8号)新旧対照表

現行				改正後			
別表第1(第8条関係) 観覧料(1人1回につき)				別表第1(第8条関係) 観覧料(1人1回につき)			
区分	常設展・企画展		特別展	区分	常設展		企画展・特別展
	個人	団体(20人以上)			個人	団体(20人以上)	
一般	400円	300円	1,500円以内で市長が別に定める額	一般	400円	300円	1,500円以内で市長が別に定める額
中学生以下	無料	無料		中学生以下	無料	無料	